

宇都宮市まちづくりセンターガス冷暖房設備保守点検業務仕様書

1 目的

宇都宮市まちづくりセンターの冷暖房設備の正常な運転を行うため、設備の保守点検業務を実施し、機器の安全性と耐久性を維持することを目的とする。

2 対象設備

YNZP355L1NB (13.0馬力)	1台
TGSP140A5N (5.0馬力)	1台
TGNP180A5N (7.5馬力)	2台
YNZP224L1NB (8.0馬力)	1台

3 業務期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日 (3年間)

4 業務内容

(1) 点検回数

年1回

(2) 点検内容

ア エンジン系統

オイル、オイルフィルター、エアーエレメントの点検交換、点火プラグ点検交換、チューブ・ホース等の取付け作動状況、タイミングベルト等ベルト・コード類、燃焼ホース

イ 熱交換機

空気熱交換機、排気ガス熱交換機、冷却水熱交換機、ホース

ウ 圧縮器系統

冷媒配管漏洩点検、ベルト類、吹出入りフレキ管の状態点検

エ 電気装置

コイル類の取付け状態、スターターモーター、リモコンランプ等の点検

オ 冷却水ポンプ

作動・取付け状態、冷却水量、濃度の点検

カ 高圧コード類の点検

キ その他ガス冷暖房設備 (GHP) を正常に稼働させるための保守点検

5 特記事項

- (1) 作業実施にあたっては、作業員の安全はもとより周囲の状況に留意し危険防止に努めること。
- (2) 作業実施日等については、事前に協議を行うこと。
- (3) 機器の故障等が発生した場合には、指定管理者は速やかに技術員を派遣し、修理等の対応にあたること。
- (4) 点検のつど、業務終了後に「保守点検報告書」を作成すること。

6 経費の負担

指定管理者は、保守点検業務にあたり、すべての経費を負担するものとする。

7 損害の補償及び免責事項

損害の補償及び免責事項は、次のとおりとする。

(1) 損害の補償事項

ア 作業中に作業員の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む）については、指定管理者が補償すること。

イ 作業中に作業員が被った損害については、指定管理者が補償すること。

(2) 免責事項

ア 市の瑕疵によるもの。

イ 天災地変その他不可抗力によるもの。

8 業務遂行上の義務

業務の遂行にあたっては、次の事項を十分に留意すること。

(1) 善良な管理者の注意をもって委託業務にあたること。

(2) 職務上知り得た事項を他に漏らさないこと。

(3) 業務の遂行に当たっては、事故のないよう十分注意すること。

(4) この仕様書に記載されていない事項等が発生した場合は、市と指定管理者が協議のうえ決定し、責任をもって対処すること。